

平成27年度9月補正予算（案）

地方公共団体情報システム機構

様式第7号

(債務負担行為関係)

債務負担行為の事項、限度額、行為年度及び機構の負担となる年度

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
軽自動車検査情報提供システム機器リース	123,935	平成27年度	平成27年度から 平成32年度
事務系LANシステムセキュリティ強化	230,000	平成27年度	平成28年度から 平成30年度

平成 27 年度 9 月補正予算（案）の概要

1 補正の事由

(1) 軽自動車検査情報提供事業に係るシステム構築

本事業は、平成 28 年度から軽自動車税の課税事務に必要な検査情報を市区町村に提供するものであり、現在、システムを構築しているところである。

当初予算の編成時において継続検査の情報は提供しない予定であったが、市区町村から、適正な課税を行うためには、継続検査の情報も必要との意見があったことから、総務省と協議の上、提供することとする。

この結果、当初予定していた使用機器等のスペックを上回る機器等のリースが必要になることから、当初予算で設定した債務負担行為の限度額 33,144 千円を 90,791 千円増額し、123,935 千円とする増額補正を行うものである。

(2) 事務系 LAN システムセキュリティ強化

日本年金機構の情報漏えい事案を受け、当機構の事務系 LAN システム（Web 閲覧、電子メール、出退勤システム、財務会計システム等で使用）において、標的型攻撃による情報漏えいのリスクを低減するためのセキュリティ強化を行う。

平成 27 年 12 月末までに構築し、平成 28 年 1 月から運用するために、構築及び運用に必要な経費として、新たに 230,000 千円の債務負担行為を設定しようとするものである。

2 補正予算書

補正債務負担行為関係

〔平成28年度以降における機構の債務内容を示すもの〕

(補正後)

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
軽自動車検査情報提供システム機器リース	<u>123,935</u>	平成27年度	平成27年度から 平成32年度
事務系LANシステムセキュリティ強化	<u>230,000</u>	平成27年度	平成28年度から 平成30年度

(補正前)

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
軽自動車検査情報提供システム機器リース	<u>33,144</u>	平成27年度	平成27年度から 平成32年度

【補正の内容】

(1) 軽自動車検査情報提供システム機器リース

債務負担行為90,791千円の増(増額)

…継続検査情報の提供に伴うシステム機器等の増強を行うために要する経費

(2) 事務系LANシステムセキュリティ強化

債務負担行為230,000千円の増(新規)

…事務系LANシステムのセキュリティ強化に係る構築及び運用に要する経費

定款の変更について

地方公共団体情報システム機構定款(平成 26 年 3 月 25 日総務大臣認可)の一部を次のように変更する。

第 37 条第 1 項中第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 67 条第 1 項に規定する交付金

第 37 条第 2 項中「及び同項第 2 号」を「並びに同項第 2 号及び第 3 号」に改める。

附 則

この変更は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

定款変更の概要

1 概要

公的個人認証法省令第 67 条第 1 項において、認証業務関連事務に要する費用は委任市町村が機構に対して交付金を交付することとされており、その交付金額は「機構が定款に定めるところにより定める」とされている。本業務の重要性に鑑み、定款第 37 条に認証業務関連事務交付金を規定するとともに、「(1)地方公共団体の負担金」と同様に交付金額を代表者会議が定める旨を規定する。

【機構の運営に要する費用に充てる収入】

- (1) 地方公共団体の負担金（ ）
- (2) 認証業務関連事務交付金（新規追加）**
- (3) 通知カード・個人番号カード関連事務交付金
- (4) 住民基本台帳法に基づく手数料
- (5) 公的個人認証法に基づく手数料
- (6) その他の収入

本人確認情報処理事務等、公的個人認証サービス、総合行政ネットワーク及び中間サーバー・プラットフォームに係る負担金

公的個人認証法省令（抜粋）

（交付金）

第 67 条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした認証業務関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

2 手続き

定款の変更には、代表者会議の議決（機構法第 9 条）及び総務大臣の認可（機構法第 5 条）が必要。

3 新旧対照表

新	旧
第 37 条 (略) (1) (略) (2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 67 条第 1 項に規定する交付金</u> (3)~(6) (略)	第 37 条 (略) (1) (略) (2)~(5) (略)
2 前項第 1 号に規定する負担金 <u>並びに同項第 2 号及び第 3 号</u> に規定する交付金の額は、毎年、代表者会議が定めるものとする。	2 前項第 1 号に規定する負担金 <u>及び同項第 2 号</u> に規定する交付金の額は、毎年、代表者会議が定めるものとする。